

くらしの情報あれこれ

不用品の訪問買い取りに注意しましょう



【相談例】

「不用品があれば何でも買い取る」と電話があり来訪してもらいました。業者は用意していた洋服などには目もくれず、「貴金属はないか」としつこく言うので、仕方なく指輪などのアクセサリーを2万円で売却しました。その後、母の形見の指輪を渡したことを後悔し、買い取り価格も安すぎると思い、解約の電話をしましたが、「指輪などは別の業者に渡した」と言われました。

【アドバイス】

- 訪問買い取りでは、買い取り業者が突然訪問することは禁止されているので、事前に電話などで連絡があります。買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人では対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- 最初の話と違う物品の売却を求められたときは、きっぱりと断りましょう。買い取り業者は、事前に承諾を得た物品以外について売却を求めることはできません。
- 必ず契約書や申込書を受け取りましょう。書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフ（契約解除）ができます。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCIC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047